

令和元事業年度  
(第17期)

事業報告書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

独立行政法人情報処理推進機構



## 目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	3
4. 中期目標	4
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6. 中期計画及び年度計画	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	10
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	13
9. 業績の適正な評価の前提情報	15
10. 業務の成果と使用した資源との対比	19
11. 予算と決算との対比	22
12. 財務諸表	22
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	25
14. 内部統制の運用に関する情報	26
15. 法人の基本情報	27
16. 参考情報	33



## 1. 法人の長によるメッセージ

2019年12月に令和元年法律第67号として可決された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、2020年5月から施行されています。

第一条となる本法律の目的規定には、「情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と明記されています。改正前の第一条での記述は「情報化社会の要請にこたえ」となっており、この法律がコンピューターやインターネットの普及による第3次産業革命の進展を見据えて施行されていたことが伺えます。

これまでの「情報化社会の実現」から、デジタル技術やデータの力で経済発展と社会的課題の解決をとともに成し遂げ豊かさを享受する世界を目指す、「Society 5.0」の実現へ。時代の流れとともに法の目的も変わり、独立行政法人情報処理推進機構（Information-technology Promotion Agency: 以下「IPA」）の業務にも、従来の責務に加え、さらなる広がりが求められることになりました。

新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策を強化する、情報セキュリティ業務。高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取り組みを強化する、IT人材育成業務と情報処理技術者試験業務。ICTに関する新しい流れを常に捉えて発信していく機能を強化する、社会基盤業務。そんな各分野での事業の進捗を通じて、国民へのサービス向上・業務運営の効率化・財務内容改善を念頭に置きながら、IPAは第四期中期計画の目標達成に向けた歩みを着実に進めています。今後、デジタル技術でビジネスモデルや働き方を変える「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の推進や、安全性を確保しながら社会全体で「データ連携・共有の基盤づくり」を進める官民学が連携しての取り組みなども、さらに加速していきます。

IPAのミッションは、企業と国民の皆さんに安心してITを使うための「道しるべ」を提供し、新技術を究め使いこなす「人材」を育成し、人と情報が集まり革新を起こす「場」を提供することだと考えています。

誰もが安心してITを使いこなせる環境を整え、ITの恩恵を享受してより豊かで便利な生活ができるように。その真摯な思いを忘れることなく、これからも「頼れるIT社会」の実現を目指して、さまざまな事業に力を尽くしてまいります。

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

IPA は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としております。(情報処理の促進に関する法律第 40 条)

### (2) 業務内容

IPA は、情報処理の促進に関する法律第 40 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

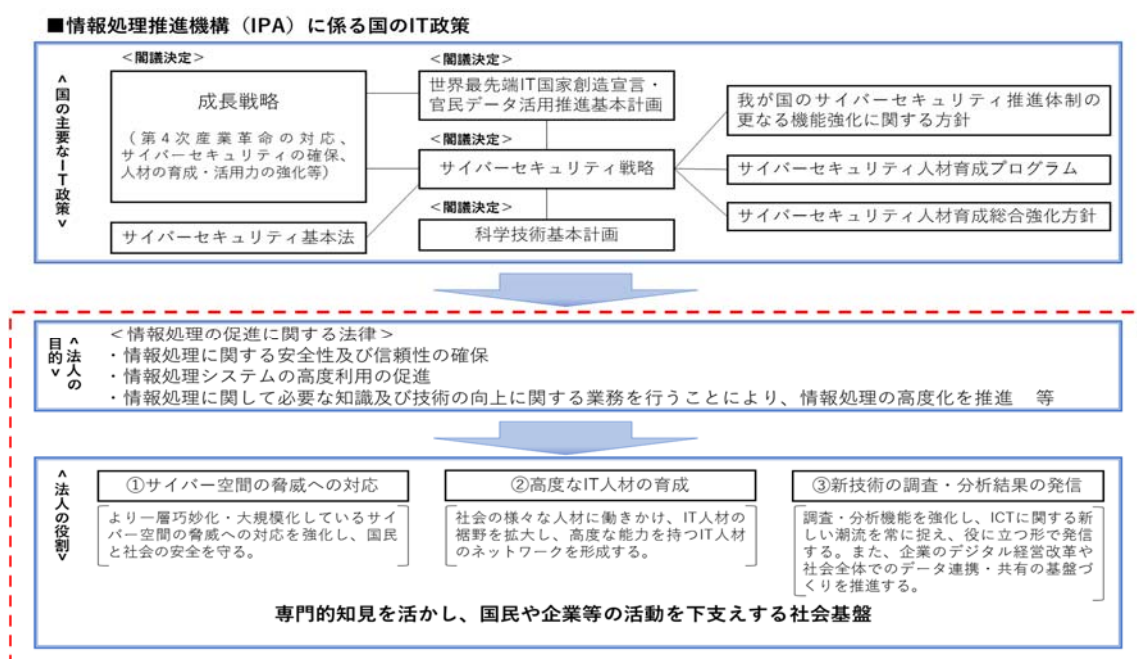
- i) 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
- ii) i)に記載する業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。
- iii) 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- iv) 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- v) 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
- vi) サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。
- vii) 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
- viii) 各省各庁の長(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。)又は事業者(情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。
- ix) 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行うこと。
- x) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 17 条に規定する業務を行うこと。
- xi) 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 46 条に規定する業務を行うこと。
- xii) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法

- 律第 40 号)第 8 条第 3 項に規定する業務を行うこと。
- xiii)産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 77 条に規定する業務を行うこと。
- xiv)生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)第 28 条第 1 項から第 4 項までに規定する業務を行うこと。
- xv)前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- xvi)中小企業等経営強化法第 70 条第 1 項各号に掲げる業務を行うこと。
- xvii)支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第 30 条第 1 項の規定による事務を行う。
- xvi) vii)に記載する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

注 上記業務のうち「iii」「iv」の債務保証事業につきましては、平成 18 年 12 月の「独立行政法人情報処理推進機構の組織・業務全般の見直しについて」(経済産業省)及び平成 21 年 11 月に行われました行政刷新会議事業仕分けの評価結果等を踏まえ、平成 22 年 3 月をもって新規引き受けを終了し、事業を廃止いたしました。なお、現在保証中のものが完済するまでは、それらの管理業務を継続していきます。

### 3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)

国の主要な IT 政策に基づく法人の目的、役割が IPA 第四期中期目標の中で下記の通り示されています。



#### 4. 中期目標

##### (1) 概要

IPAは、情報処理の促進に関する法律(以下「情促法」という。)に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。

IPAを取り巻くICT(情報通信技術)社会の現状に目を向けると、近年、IoT、ビッグデータ(BD)、人工知能(AI)等の実用化に伴う第4次産業革命と呼ばれる産業構造の転換が世界規模で進みつつあり、今後、技術革新のスピードや、それに伴う社会経済情勢の変化がより一層加速していくことが見込まれます。そのため、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「Society5.0」の実現に向けて、サイバーセキュリティ対策、IT人材の確保・育成、新たな技術の社会実装といった取組がますます重要となります。

その中でIPAには、情報セキュリティ対策や時代を切り拓くIT人材の確保・育成の取組強化により、世界最高水準のICT利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活の実現に貢献するとともに、IoT/BD/AI時代の到来がもたらす社会経済情勢の急激な変化を、社会のあらゆる層が有効かつ安全に活用できるよう、常に最先端の技術動向をキャッチし、それらを役立つ形で発信して、ICTに関する社会基盤整備に貢献し続ける、社会全体の公器として親しまれる機関へ更に進化するよう、以下のミッションを遂行することが求められています。

- ① より一層高度化・巧妙化・大規模化しているサイバー空間の脅威への対応を強化し、国民と社会の安全を守る。
- ② 社会の様々な人材に働きかけ、IT人材の裾野を拡大し、高度な能力を持つIT人材のネットワークを形成する。
- ③ 調査・分析機能を強化し、ICTに関する新しい潮流を常に捉え、役に立つ形で発信する。

詳細につきましては、第四期中期目標をご覧ください。

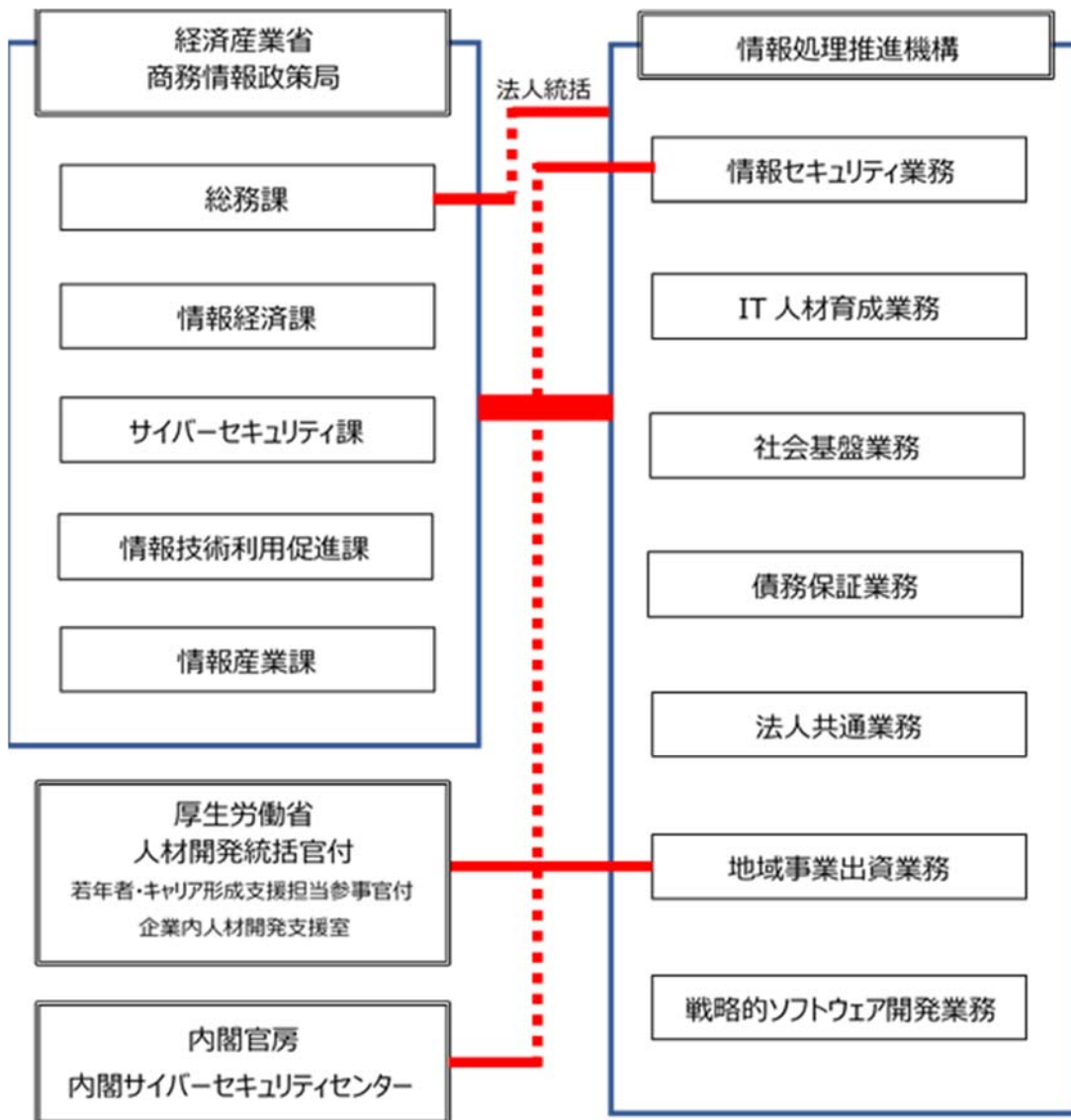
##### (2) 一定の事業等のまとめりの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、IPAの各々の業務内容を基にしており、全部で8つに区分しております。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから4つに区分しており、これらの関係は次の通りです。



一定の事業等のまとめ(セグメント区分)	勘定区分
情報セキュリティ業務	一般勘定
IT 人材育成業務	
社会基盤業務	
債務保証業務	
法人共通業務	
情報処理技術者試験業務	試験勘定
戦略的ソフトウェア開発業務	事業化勘定
地域事業出資業務	地域事業出資業務勘定

(3) 政策実施体系



## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

### 【運営基本理念】

IPAは「頼れるIT社会」の実現を目指します。

### 【運営方針(ビジョン)】

国民のだれもがITのメリットを実感し、享受できる社会の実現を目指し、ソフトウェア及び情報システムの安全性・信頼性の向上や優れたIT人材の育成を通じ、我が国のIT戦略を推進します。

### 【ミッション】

「頼れるIT社会」の実現・・・「安全」、「安心」、「信頼」

ミッション1 暮らしと社会を支えるITの安全性・信頼性の向上

ミッション2 IT社会を支える時代に即したIT人材の育成

ミッション3 グローバル社会をリードするIT立国実現への貢献

### 【倫理指針及び行動指針】

国民から信頼される組織であり続けるために、役員及び職員の一人ひとりが法令を遵守し、誠実に行動します。

### 【倫理規範及び行動規範】

マインド ITの専門家として、国民視点で質の高いサービスを提供する。

スピード 社会のニーズを的確に捉え、迅速かつ正確に行動する。

チャレンジ 柔軟な発想で、新しいことに積極的に挑戦する。

チームワーク 情報を共有し、互いに協力しながら、責任を持って行動する。

## 6. 中期計画及び年度計画

第四期中期計画(平成30年4月～令和5年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第四期中期計画及び年度計画をご覧ください。

(注1)ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2)評価比率の小さな項目については、指標等の表示は省略しています。

第四期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
<b>I. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上</b>	
<b>1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化</b>	
<b>&lt;情報セキュリティ業務&gt;</b>	
(1)サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有 ✓情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した企業数(500社以上) ✓相談窓口等との連携組織数(毎年度拡大)	✓情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数(100社以上) ✓相談窓口等との連携組織数(毎年度拡大)
(2)重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化 ✓人材育成プログラム受講者数(延べ500名) ✓人材育成プログラム受講者による企業や産業における企画・提案等の取組実施数(延べ500件)	✓人材育成プログラム受講者数(100名) ✓人材育成プログラム受講者による企業や産業における企画・提案等の取組実施数(100件)
(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析	
(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供 ✓自己宣言制度に参加する中小企業数(3大都市圏を除く36道県にて70,000社以上) ✓ガイドライン等の累計普及数(250,000件以上) ✓ガイドライン等の役立ち度 (ガイドライン等に対する役立ち度上位2つの評価の割合が3分の2以上(4段階評価))	✓「SECURITY ACTION 制度」を通じてセキュリティ対策取組段階のステップアップを行った中小企業数(500社以上) ✓ガイドライン等の累計普及数(50,000件以上) ✓ガイドライン等に対する役立ち度 (4段階評価で上位2つの評価の割合が3分の2以上)
(5)IT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施	
(6)暗号技術の調査・評価	
(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等	
<b>2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取り組みの強化</b>	
<b>&lt;IT人材育成業務&gt;</b>	
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供 ✓未踏事業修了生による新たな社会価値創出数(延べ50件) ✓セキュリティ・キャンプ修了生によるイベント講師等の実績数(延べ225名)	✓未踏関連事業修了生による新たな社会価値創出数(10件) ✓未踏ターゲット事業プロジェクト実施者による次世代イノベーション創出に向けた取組数(プロジェクト実施数の3割) ✓セキュリティ・キャンプ修了生によるイベント講師等の実績数(45名)

(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の裾野の拡大	
<情報処理技術者試験業務>	
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供(再掲) ✓情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関する業務遂行割合(75%以上)	✓情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関する業務遂行割合(45%以上)
(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の裾野の拡大(再掲) ✓情報処理技術者試験制度の活用割合(55%以上)	✓情報処理技術者試験制度の活用割合(55%以上)
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化	
<社会基盤業務>	
(1)ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信 ✓白書及び調査等の報告書の普及件数(年間平均 159,661件)	✓白書及び調査等の報告書の普及件数(年間平均 159,661件)
(2)ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信 ✓指針やガイドラインの役立ち度(第三期中期目標期間の年間平均値以上の普及数,4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上) ✓ITスキル標準に関する情報アクセス数(平均アクセス数 29,269件) ✓DX推進指標による自己診断実施組織数(600組織以上) ✓アーキテクチャ設計に関する機能の強化(アーキテクチャ設計の推進)	✓指針やガイドラインの役立ち度(第三期中期目標期間の年間平均値以上の普及数,4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上) ✓ITスキル標準に関する情報アクセス数(平均アクセス数 29,269件)
(3)海外機関との連携の促進	
II. 業務運営の効率化に関する事項	
<法人共通業務>	
(1)組織運営及び業務運営の効率化	
(2)業務経費等の効率化 ✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)	✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)
(3)人件費管理の適正化	
(4)調達合理化	
(5)業務の電子化等による業務運営の効率化	

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
＜法人共通業務＞	
(1) 運営費交付金の適正化	
(2) 自己収入の拡大	
＜情報処理技術者試験業務＞	
(3) 試験勘定の採算性の確保	
＜地域事業出資業務＞	
(4) 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	
＜債務保証業務＞	
(5) 債務保証管理業務	
Ⅳ. その他の事項	
＜法人共通業務＞	
(1) 施設及び設備に関する計画 なし	なし
(2) 職員の人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人員体制の増強</li> <li>✓ 必要な専門性を有し視野の広い人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業や組織の見直しに合わせた人員体制の整備等</li> <li>✓ 研修の実施</li> </ul>
(3) 中期目標期間を超える債務負担	
(4) その他独立行政法人通則法第 29 条に規定する中期目標を達成するために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内部統制の充実・強化</li> <li>✓ 機構における情報セキュリティの確保</li> <li>✓ 戦略的広報の推進(機構の情報を継続的に受け取る登録者 60,000 人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内部統制の充実・強化</li> <li>✓ 機構における情報セキュリティの確保</li> <li>✓ 戦略的広報の推進(機構の情報を継続的に受け取る登録者 12,000 人)</li> </ul>

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

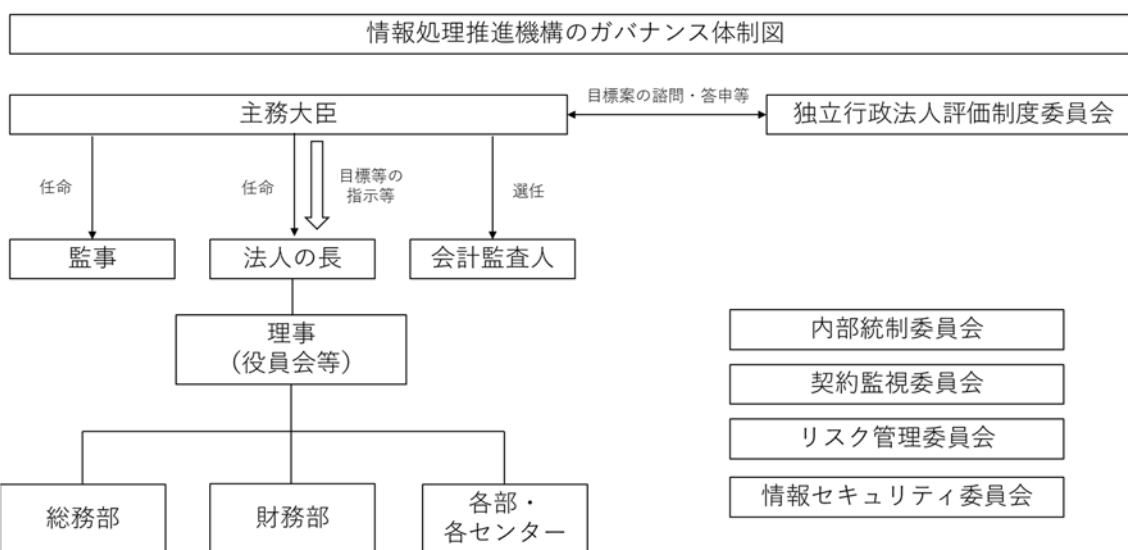
### (1) ガバナンスの状況

#### ① ガバナンス体制図

IPAにおけるガバナンスの体制は次のとおりです。

内部統制の目的は、IPAの役職員の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会などの委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

令和2年3月31日現在

役職	氏名	任期	経歴
理事長	富田 達夫	自:平成30年4月1日 至:令和5年3月31日	昭和48年12月 富士通株式会社 入社 平成17年10月 同社 経営執行役(兼)モバイルフォン事業本部長 平成19年6月 同社 経営執行役常務(兼)システムプロダクトビジネスグループ長 平成20年6月 同社 取締役副社長(プロダクトビジネスグループ担当) (兼)ユビキタスプロダクトビジネスグループ長 平成21年6月 同社 代表取締役副社長(兼)プロダクトビジネスグループ担当 平成22年4月 株式会社富士通研究所 代表取締役社長 平成26年4月 同社 取締役会長 平成28年1月 独立行政法人情報処理推進機構 理事長
理事	江口 純一	自:平成30年4月1日 至:令和2年3月31日	平成2年4月 通商産業省 入省 平成23年7月 経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長 平成24年4月 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課長 平成26年7月 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 東京電力福島第一原子力発電所事故汚染水対策官 平成28年4月 独立行政法人情報処理推進機構 参事 (兼)技術本部 セキュリティセンター長 平成30年3月 経済産業省退職(役員出向)
理事	奥村 明俊	自:令和2年1月5日 至:令和4年1月4日	昭和61年4月 日本電気株式会社 入社 平成12年4月 同社 <コーポレート> 情報通信メディア研究本部研究マネージャー 平成13年10月 同社 マルチメディア研究所研究部長 平成16年1月 同社 <R&Dユニット>中央研究所メディア情報研究所研究部長 平成18年7月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所メディア情報研究所研究統括マネージャー 平成21年10月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所共通基盤ソフトウェア研究所 エグゼクティブエキスパート 平成22年4月 同社 <知的資産R&Dユニット> 中央研究所情報・メディアプロセッシング研究所 エグゼクティブエキスパート 平成23年7月 株式会社NEC情報システムズ 執行役員 平成29年4月 NECソリューションイノベータ株式会社 執行役員
監事	竹田 進亮	自:平成30年6月29日 至:※	昭和52年4月 株式会社富士銀行 入行 平成17年4月 みずほ証券株式会社 常務執行役員ITグループ長 平成21年5月 同社 常務執行役員IT本部副本部長 平成22年4月 みずほ情報総研株式会社 専務執行役員 平成22年6月 同社 専務取締役
監事 (非常勤)	宮地 充子	自:平成30年6月29日 至:※	平成2年4月 松下電器産業株式会社 入社 平成10年12月 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科准教授 平成19年4月 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授(現職) 平成27年10月 大阪大学大学院工学研究科教授(現職) 平成28年1月 独立行政法人情報処理推進機構 監事(非常勤)

※中期目標期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名または名称

太陽有限責任監査法人

### (3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末において 274 名(前期末 241 名)であり、平均年齢は 45.5 歳(前期末 45.2 歳)となっております。このうち、国等からの出向者は 19 人、民間からの出向者は 80 人です。

### (4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度に完成した主要な施設等  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度に処分した主要な施設等  
該当事項はありません。

### (5) 純資産の状況

- ① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	20,355	-	359	19,996
資本金合計	20,355	-	359	19,996

- ② 目的積立金の申請状況、取崩内容等  
該当事項はありません。

### (6) 財源の状況

- ① 財源の内訳(運営費交付金、補助金、自己収入など)

令和元年度の法人単位の収入決算額は 15,081 百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	期首残高	構成比率
運営費交付金収益	6,247	41.4%
業務収入	6,428	42.6%
補助金等収益	523	3.5%
寄附金収益	23	0.2%
資産見返負債戻入益	1,595	10.6%
引当金見返に係る収益	172	1.1%
財務収益	7	0.0%
雑益	87	0.6%
合計	15,081	100.0%

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。



## ② 自己収入に関する説明

IPAにおける自己収入として、業務収入、寄付金収益などがあります。

収入全体の4割を占める業務収入の内訳は、サイバーセキュリティに関する事業のセキュリティ業務収入 2,021 百万円、受託事業収入 442 百万円及び情報処理技術者試験の試験手数料等収入 3,939 百万円などとなっております。

## (7) 社会及び環境への配慮等の状況

IPAでは、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を公表するとともに、具体的な措置を定める実施計画を公表しています。

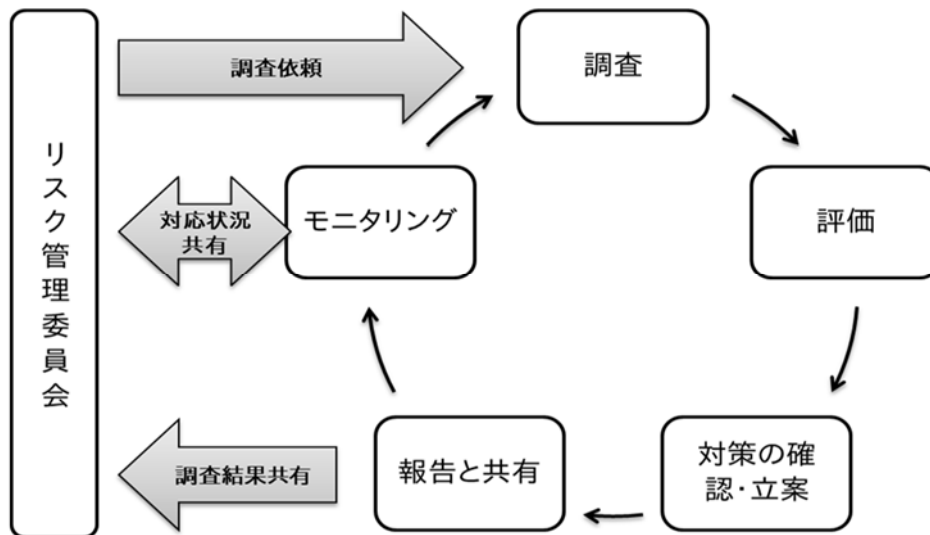
なお、詳細につきましては、温室効果ガス排出抑制等に関する取り組みをご参照ください。

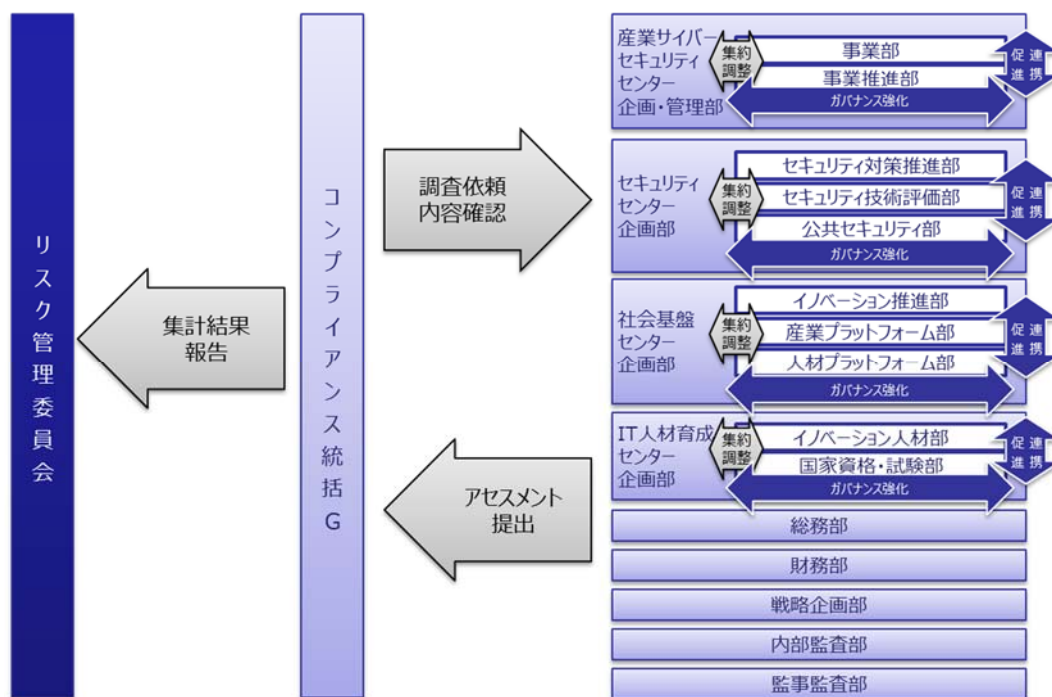
## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

IPAは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備しています。(業務方法書第35条)

IPAにおけるリスク管理のプロセスは次のとおりです。





令和元年度は、各部・各センターにてリスクを新たに洗い出し、リスクが発生する可能性(頻度)やリスクが発生した場合の影響度をもとに優先して対応すべきリスクを絞り込み、「各センター等管理対象」として管理しています。それらのリスクについては、四半期ごとのリスク管理委員会にて対応状況の報告を求め、モニタリングを行うことで部署ごとに抱えるリスクの共有により、他部署における新たなリスクの気付きに寄与しています。

## (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の重要な課題・リスク及び、その調査状況や対応状況は、次のとおりです。

### [適切な労務管理及び効率的な業務遂行]

労務管理の観点から、超過勤務時間管理とメンタルヘルスクアを重点的に実施しています。特に超過勤務時間管理に関しては、法改正により平成 31 年 4 月から時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、長時間労働削減への対策の継続的な要請に加え、役員による部門長へのヒアリングを定期的実施するなど、組織一体での取組みを推進しています。

### [事業の継続的遂行]

事業継続の観点から、「テレワーク・デイズ 2019」の実施期間(2019 年 8 月 7 日～9 月 6 日)においては、リモートデスクトップ環境を活用して、管理職を中心としたテレワークを実施しました。その実績を、新型コロナウイルス感染防止に向けての在宅勤務の導入検討に活かし、全職員の在宅勤務が可能なシステム環境の整備を迅速に推進しました。

また、台風 19 号の影響により、令和元年度秋期情報処理技術者試験の実施に関して一部の大規模試験会場が被害により利用できなくなった際には、急遽代替会場の設置を検討・実施したり、代替運営要員を極めて短期間で調達したりするなど、役員のリーダーシップのもと組

織全体で危機対応にあたり、試験の中止を回避しました。ここで得られたノウハウを事例・教訓として蓄積し、事業継続の維持・改善を図る材料としていくところ です。

[機微な個人情報の漏えい]

各業務に関わる個人情報等の漏えいリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出を未然に防止するため、IPA 内で過去に発生した事案の情報共有を図り、原因の究明、再発防止策の検討をし、情報セキュリティ基本規程や関連ドキュメントの改正を適宜行い、これに基づき常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

[ハラスメント相談窓口の整備]

職場でハラスメント行為がなされると、職場環境が悪化して働きづらくなり、組織のパフォーマンスが低下し、その結果として事業目標の未達にもなりかねず、さらに法律に抵触すると なる と、IPA は社会からの信頼を失うことになるので、重大なリスクとなります。そこで、職員がハラスメントに関する相談を早期に信頼できる相手にできるように、令和 2 年度からハラスメント相談窓口を外部に設置すべく、令和元年度に準備を行いました。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

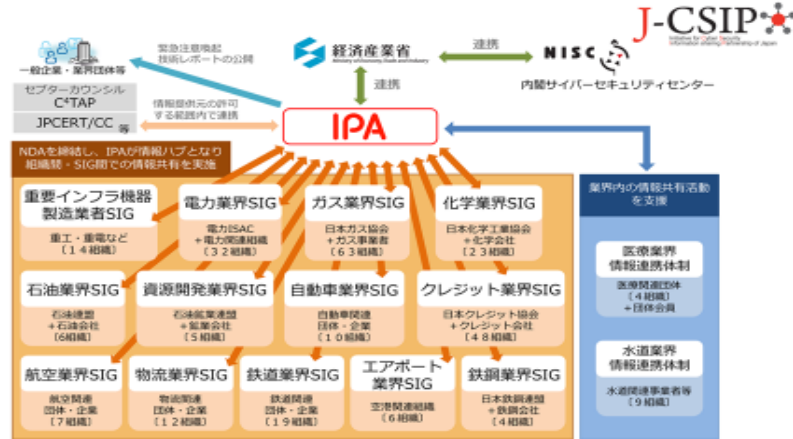
## 9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元年度の IPA の各業務についてのご理解とその評価に資するため、事業の柱ごとに主な事業の概要を示します。

(1)セキュリティ対策の強化に関する主な事業スキーム

### 重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策強化

サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）による情報共有：  
 公的機関であるIPAを情報ハブ（集約点）の役割として、重要インフラ関連企業を中心とした参加組織間で情報共有を行い、高度なサイバー攻撃対策に繋げていく取り組み。



（業務実績評価のための定量的指標）  
 令和元年度において、機構が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を100社以上とする。

### 中小企業等のセキュリティ対策支援

ガイドライン等各種ツールの提供や、自社のセキュリティ対策に関する自己宣言を行うSECURITY ACTION制度の活用等による、中小企業等を対象にしたセキュリティ対策支援のための取り組み。

<取組み事例>



（業務実績評価のための定量的指標）  
 ・令和元年度において、「SECURITY ACTION制度」を通じてセキュリティ対策取組段階のステップアップを行った中小企業数を500社以上とする。

## 重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化

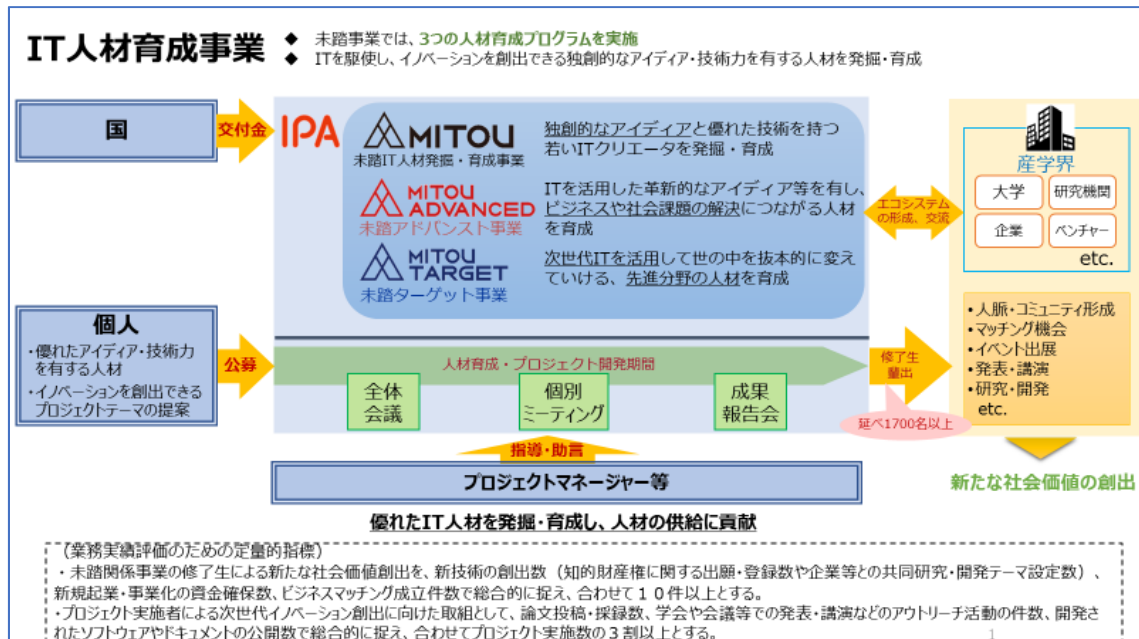
社会インフラ・産業基盤事業者において、自社システムのリスクを認識しつつ必要なセキュリティ対策を判断できる人材を育成するプログラム提供等を行う取り組み。

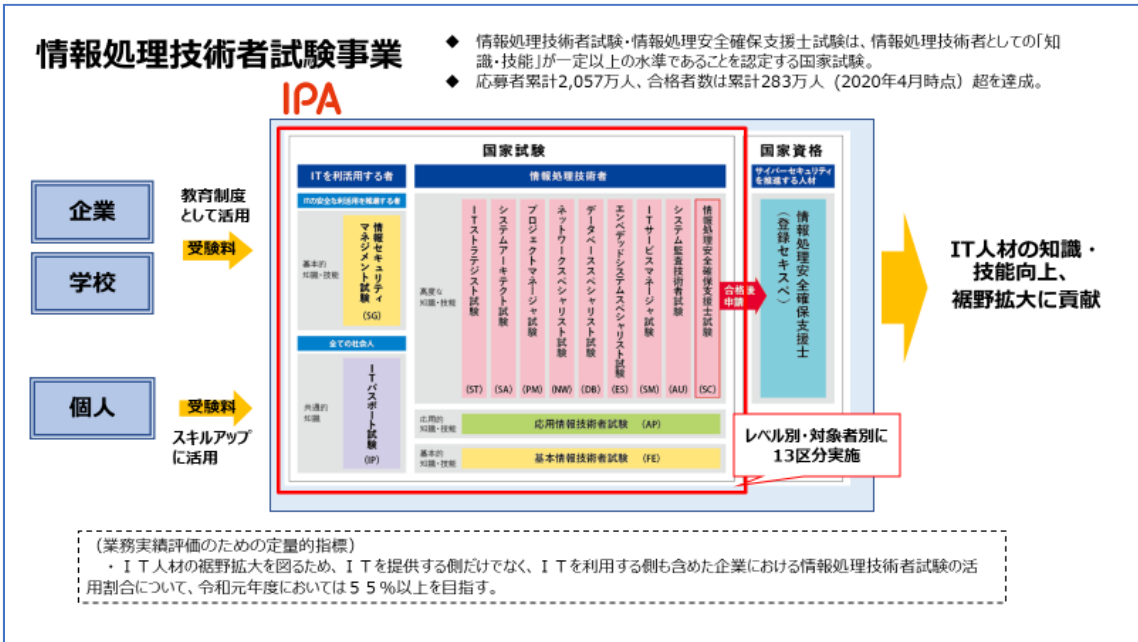


(業務実績評価のための定量的指標)

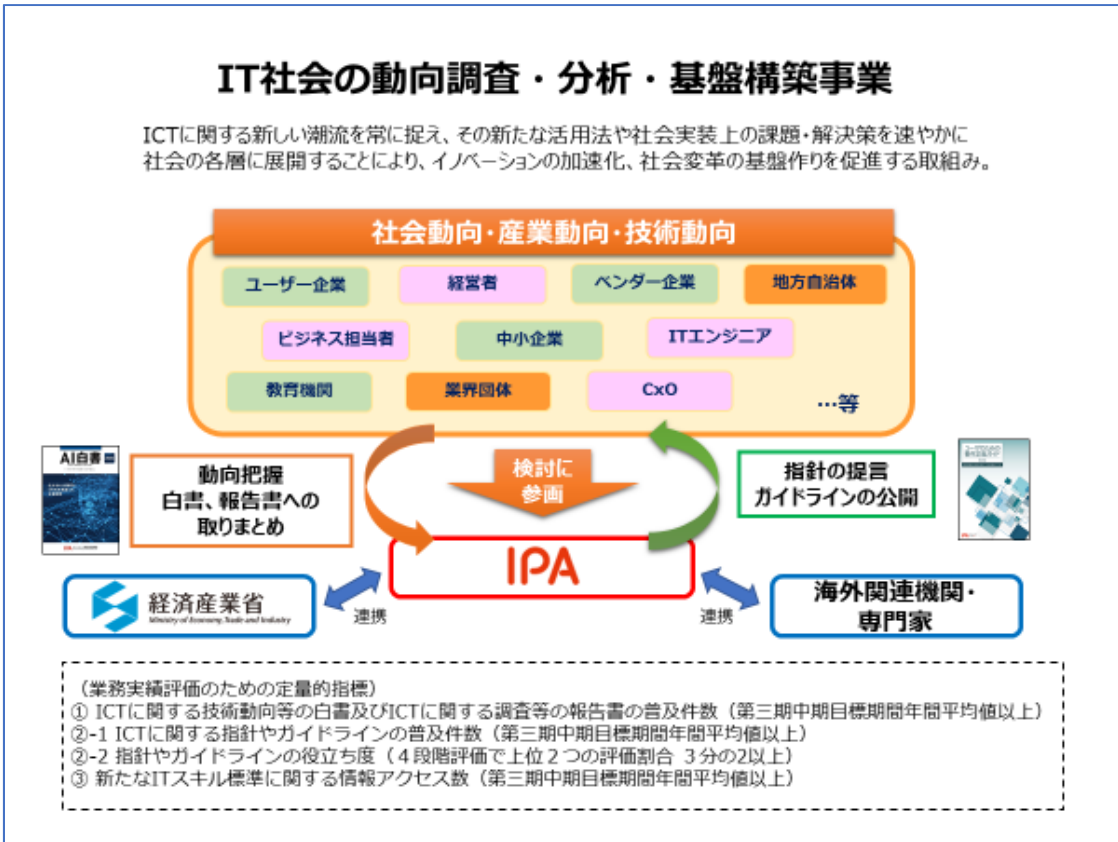
- ・産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの受講者数100名以上を確保する。
- ・人材育成プログラムの修了者により、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の具体的な取組が100件実施されることを目標とする

## (2) IT人材育成に関する主な事業スキーム





### (3) 情報発信機能の強化に関する主な事業スキーム



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

IPAは「頼れるIT社会」の実現をミッションとし、役職員一体となって業務を推進してまいりました。令和元年度は年度計画及び第四期中期計画に基づき、国民に対して提供するサービスとして、セキュリティ対策の強化、IT人材の発掘・育成、ICTに関する情報発信機能強化を3つの大きな柱として掲げ、それぞれの目標の達成に向け、業務運営を行ってまいりました。

各業務における取組結果(自己評価)と行政コストとの関係について次表に示します。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

令和元年度項目別評定総括表

項目	評価 (注2)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化	A	8,010百万円
<情報セキュリティ業務>		
(1)サイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有		
(2)重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化		
(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析		
(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供		
(5)国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施		
(6)暗号技術の調査・評価		
(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等		
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化	A	4,660百万円
<IT人材育成業務>		
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供		(744百万円)
(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大		
<情報処理技術者試験業務>		
(1)優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供		(3,917百万円)
(2)社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大		
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え発信していく機能の強化	A	1,549百万円
<社会基盤業務>		
(1)ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信		
(2)ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発		

信			
(3)海外機関との連携の促進			
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
<法人共通業務>			
(1)機動的・効率的な組織及び業務の運営	B	1,458百万円	
(2)業務経費等の効率化			
(3)人件費管理の適正化			
(4)調達合理化			
(5)業務の電子化等による業務運営の効率化			
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置			
<法人共通業務>			
(1)運営費交付金の適正化	B	(再掲) 1,458百万円	
(2)自己収入の拡大		(再掲) 3,917百万円	
<情報処理技術者試験業務>			
(3)試験勘定の採算性の確保		(再掲) 3,917百万円	
<地域事業出資業務>			
(4)地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)		一百万円	
<債務保証業務>			
(5)債務保証管理業務		0百万円	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項			
<法人共通業務>			
(1)人事に関する計画	A	(再掲) 1,458百万円	
(2)内部統制の充実・強化			
(3)機構における情報セキュリティの確保			
(4)戦略的広報の推進			

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2) 評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。



(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

過年度の総合評価

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価 (※)	A				

(※) 評価の説明

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(参考) 事業毎の評価

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1. 情報セキュリティ対策の強化	S				
2. IT 人材の発掘・育成・支援	A				
3. ICT に関する発信機能の強化	A				
II. 業務運営の効率化に関する事項					
業務運営の効率化	B				
III. 財務内容の改善に関する事項					
財務内容の改善	B				
IV. その他業務運営に関する重要事項					
その他の事項	B				

## 11. 予算と決算との対比

### 要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	6,527	6,527	
国庫補助金	841	523	実績額の減
受託収入	743	442	実績額の減
業務収入	5,344	5,986	
その他収入	10	43	雑収入の増
計	13,464	13,521	
支出			
業務経費	12,603	11,195	
受託経費	743	442	実績額の減
一般管理費	1,110	1,175	人件費の増
計	14,456	12,811	

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

## 12. 財務諸表

### 要約した法人単位財務諸表

注)令和元年度財務諸表は、経済産業大臣及び厚生労働大臣の承認後に下記 URL へ掲載いたします。

(URL は、ホームページ掲載時に修正します。)

#### ① 貸借対照表

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=7>)

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	11,920	流動負債	4,564
現金・預金(*1)	5,817	運営費交付金債務	1,253
その他	6,103	未払金	1,520
固定資産	12,210	その他	1,791
有形固定資産	4,057	固定負債	5,191
投資その他の資産	5,243	引当金	728
その他	2,910	退職給付引当金	659
ソフトウェア	2,730	その他の引当金	69
その他	180	その他	4,464
		負債合計	9,755
		純資産の部(*2)	
		資本金	19,996
		政府出資金	19,996
		資本剰余金	△ 5,497
		繰越欠損金	△ 123
		その他	△ 1
		純資産合計	14,375
資産合計	24,130	負債純資産合計	24,130

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

② 行政コスト計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=8>)

(単位:百万円)

	金額
損益計算書上の費用	14,934
経常費用(*3)	14,235
臨時損失(*4)	520
その他調整額(*5)	179
その他行政コスト(*6)	738
行政コスト	15,672

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

③ 損益計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=9>)

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	14,235
業務費	13,020
人件費	2,792
減価償却費	1,896
その他	8,333
一般管理費	1,214
人件費	776
減価償却費	54
その他	384
財務費用等	0
経常収益	15,081
補助金等収益等	6,770
自己収入等	6,428
その他	1,884
臨時損失(*4)	520
臨時利益	502
その他調整額(*5)	179
前中期目標期間繰越積立金取崩額	513
当期総利益(*7)	1,163

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

④ 純資産変動計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=10>)

(単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期期首残高	20,355	△ 4,759	△ 773	△ 0	14,823
当期変動額	△ 359	△ 738	650	△ 1	△ 449
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 359				△ 359
その他行政コスト(*6)		△ 738			△ 738
当期総利益(*7)			1,163		1,163
その他			△ 513	△ 1	△ 514
当期末残高(*2)	19,996	△ 5,497	△ 123	△ 1	14,375

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000085352.pdf#page=11>)

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 414
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 366
資金減少額	△ 37
資金期首残高	5,853
資金期末残高(*8)	5,816

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

各計算書の詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
資金期末残高(*8)	5,816
定期預金	1
現金及び預金(*1)	5,817

注)単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

※ 科目の後ろに付されている(\*1)～(\*8)は、各財務諸表間での対応する科目を示すものです。

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 各財務諸表の概要

##### ① 貸借対照表

令和元年度末の資産合計額は、24,130 百万円(30 年度 25,062 百万円前年度比 96.3%)となっております。これは、今年度の減価償却等によりソフトウェアが 950 百万円減の 2,730 百万円となったことが主な要因であります。

負債合計額は 9,755 百万円(30 年度 10,239 百万円前年度比 95.3%)となっております。これは、運営費交付金及び補助金等により固定資産を 159 百万円取得しましたが、今年度の減価償却等により 1,595 百万円戻入益を計上しましたので、資産見返負債が 1,436 百万円減の 4,158 百万円となったことが主な要因であります。なお、未払金が 322 百万円増の 1,520 百万円、前受金が 243 百万円増の 1,319 百万円、独立行政法人会計基準の改訂による退職給付引当金が 425 百万円増の 659 百万円となっております。

純資産合計は 14,375 百万円(30 年度 14,823 百万円前年度比 97.0%)となっております。これは、地域事業出資業務勘定において、地域 SC の清算分配金等 359 百万円を国庫納付したことが主な要因であります。

##### ② 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは 15,672 百万円となっております。

##### ③ 損益計算書

令和元年度の経常費用 14,235 百万円(30 年度 13,293 百万円前年度比 107.1%)のうち IPA の主たる業務である情報セキュリティ業務費及びIT人材育成業務費並びに社会基盤業務費が、9,488 百万円(30 年度 8,872 百万円前年度比 106.9%)であり、全体の 66.7%を占めています。次に、情報処理技術者試験業務費で、3,532 百万円(30 年度 3,261 百万円前年度比 108.3%)(全体の 24.8%)。また、一般管理費は、1,214 百万円(30 年度 1,159 百万円前年度比 104.7%)(全体の 8.5%)となっております。

経常収益については、運営費交付金収益(業務達成基準)が 6,247 百万円(30 年度 5,563 百万円前年度比 112.3%)、情報処理技術者試験手数料収入等の業務収入が 3,939 百万円(30 年度 3,733 百万円前年度比 105.5%、うち試験手数料 3,134 百万円は業務収入の 48.8%(30 年度 3,054 百万円前年度比 102.6%))及び財務収益 7 百万円(30 年度 5 百万円前年度比 140.0%)、全体では、15,081 百万円(30 年度 13,873 百万円前年度比 108.7%)となり、その結果、経常利益 847 百万円(30 年度経常利益 581 百万円)となりました。

勘定別では、事業化勘定の経常利益 0 百万円、一般勘定の経常利益 602 百万円、試験勘定の経常利益 209 百万円及び地域事業出資業務勘定の経常利益 36 百万円となっております。

前期損益修正損等の合計 18 百万円(30 年度 16 百万円)の臨時損益があり、その結果、税引前当期純利益 829 百万円(30 年度利益 564 百万円)を計上しました。ここから法人住民税

71 百万円(30 年度 156 百万円)を差し引き、法人税等調整額 108 百万円を減算(30 年度 108 百万円を加算)し、前中期目標期間繰越積立金取崩額 513 百万円を加算し、令和元年度の当期総利益は 1,163 百万円(30 年度 1,058 百万円)となりました。

④ 純資産変動計算書

令和元年度末の純資産残高は、14,375 百万円となっております。これは当期において資本金 359 百万円減、資本剰余金 738 百万円減、利益剰余金 650 百万円増、評価・換算差額 1 百万円減となったことが主な要因であります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 743 百万円と、前年度比 865 百万円の支出減となっております。これは、前年度は国庫納付金の支出があったが、当年度はなかったことが主な要因であります。その他、本年度はその他の業務支出が増加及び運営費交付金収入が減少しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは△414 百万円と、前年度比 580 百万円の収入減となっております。これは、前年度は関係会社の清算による収入があったが、当年度はなかったことが主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△366 百万円と、前年度比 132 百万円の支出減となっております。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が減少したことが主な要因であります。

#### 14. 内部統制の運用に関する情報

IPA は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用(業務方法書第 30 条、34 条)>

役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和元年度においては 6 月に開催しました。

<監事監査・内部監査(業務方法書第 38 条、第 39 条)>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行いません。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、令和元年度は業務運営に対する監査を中心に、業務のリスク・必要性・効率性の観点及び前年度監査のフォローアップを含めて実施し、適切に行われていることを確認しています。

<入札及び契約に関する事項(業務方法書第 41 条)>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、令和元年度においては、契約監視委員会を 5 月、11 月に開催し調達実績について点検・見直しを行なっています。

<予算の適正な配分(業務方法書第 42 条)>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みのとして、各月役員会において予算執行状況の報告を行なうとともに、12 月の役員会において予算使用状況を踏まえた予算修正を行なっています。

## 15. 法人の基本情報

### (1)沿革

昭和 45 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律公布
	10 月	情報処理振興事業協会設立
昭和 60 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正 (プログラム作成効率化業務、融資事業の追加。) (題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正。昭和 61 年 4 月施行。)
	5 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (特定プログラム開発等の業務用資金についての出資受入に関する規定を整備。)
昭和 61 年	5 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (特定プログラム開発等の業務用資金についての出資受入に関する規定を整備。)
	6 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法公布
平成元年	8 月	地域ソフトウェア供給力開発支援事業を開始
	10 月	長野支所、神奈川支所を設置
平成 10 年	12 月	新事業創出促進法公布
平成 11 年	2 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法廃止
平成 14 年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(平成 14 年 12 月 11 日法律第 144 号) (情報処理振興事業協会の解散、独立行政法人情報処理推進機構の設立、 情報処理技術者試験の実施に関する事務)
	12 月	神奈川支所閉所
平成 16 年	1 月	独立行政法人情報処理推進機構設立
	3 月	地域ソフトウェア教材開発承継勘定の廃止
平成 17 年	4 月	同勘定の残余財産国庫納付(761 百万円)減資 1,750 百万円
	10 月	ソフトウェア・エンジニアリング・センター発足
平成 17 年	4 月	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行(新事業創出促進法廃止)
	5 月	情報処理技術者試験の構造改革特別区域における特例措置の開始
平成 17 年	8 月	長野支所閉所
	9 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の創設)
平成 19 年	10 月	IT 人材育成本部を設置
	12 月	四国、沖縄支部を廃止 情報処理技術者試験の区分等を定める省令及び情報処理技術者試験規則の改正

		(平成 21 年度春期試験から試験制度を抜本的に改正)
平成 20 年	1 月	特定プログラム開発承継勘定の廃止減資 48,150 百万円
	3 月	第一期中期目標期間終了 一般債務保証の廃止(新規引受の終了)
	4 月	第二期中期目標期間開始
	7 月	第一期中期目標期間の積立金 429 百万円国庫納付
	9 月	特定プログラム開発承継勘定残余財産国庫納付(10,479 百万円)
	11 月	産学連携推進センター発足
平成 21 年	4 月	情報処理技術者試験新試験制度へ移行(IT パスポート試験開始)
	6 月	中国支部を廃止
平成 22 年	3 月	新技術債務保証の廃止(新規引受の終了)
	10 月	ソフトウェア開発事業部を廃止
	12 月	北海道、東北、九州支部を廃止
平成 23 年	3 月	信用基金等国庫納付(10,415 百万円)民間出資金払戻(590 百万円 85 法人)同額を減資 残余財産分配金財政投融资特別会計と労働保険特別会計に納付 568 百万円つつ 1,136 百万円を減資
	4 月	信用基金民間出資金払戻(135 百万円 41 法人)同額を減資
	7 月	技術本部を設置
	11 月	CBT 方式による IT パスポート試験開始
	12 月	関東、中部、近畿支部を廃止
平成 24 年	3 月	不要財産の国庫納付(4,000 百万円)同額を減資
平成 25 年	3 月	第二期中期目標期間終了
	4 月	第三期中期目標期間開始
平成 25 年	6 月	組織改編 ソフトウェア・エンジニアリング・センターをソフトウェア高信頼化センターへ 産学連携推進センターをイノベーション人材センターへ IT スキル標準センターを HRD イニシアティブセンターへそれぞれ改編
	7 月	第二期中期目標期間の積立金 1,833 百万円(一般勘定)、23 百万円(試験勘定)国庫納付
平成 27 年	10 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (情報セキュリティマネジメント試験の創設)
	12 月	情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正 (情報処理技術者試験の受験手数料の改正)
平成 28 年	4 月	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正 (情報処理安全確保支援士制度の創設)
平成 29 年	4 月	産業サイバーセキュリティセンター発足
平成 30 年	3 月	第三期中期目標期間終了
	4 月	第四期中期目標期間開始
	7 月	組織改編 ソフトウェア高信頼化センターと国際標準推進センターと HRD イニシアティブセンター の一部を統合し、社会基盤センターへ イノベーション人材センターと情報処理技術者試験センターと HRD イニシアティブセン ターの一部を統合し、人材育成センターへ、それぞれ改編
令和元年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (DX の推進・デジタル経営に係る認定事務、アーキテクチャ設計、クラウドサービスの 安全評価の実施、情報処理安全確保支援士の登録に更新手続き等の導入)

## (2) 設立に係る根拠法

情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年 5 月 22 日 法律第 90 号)

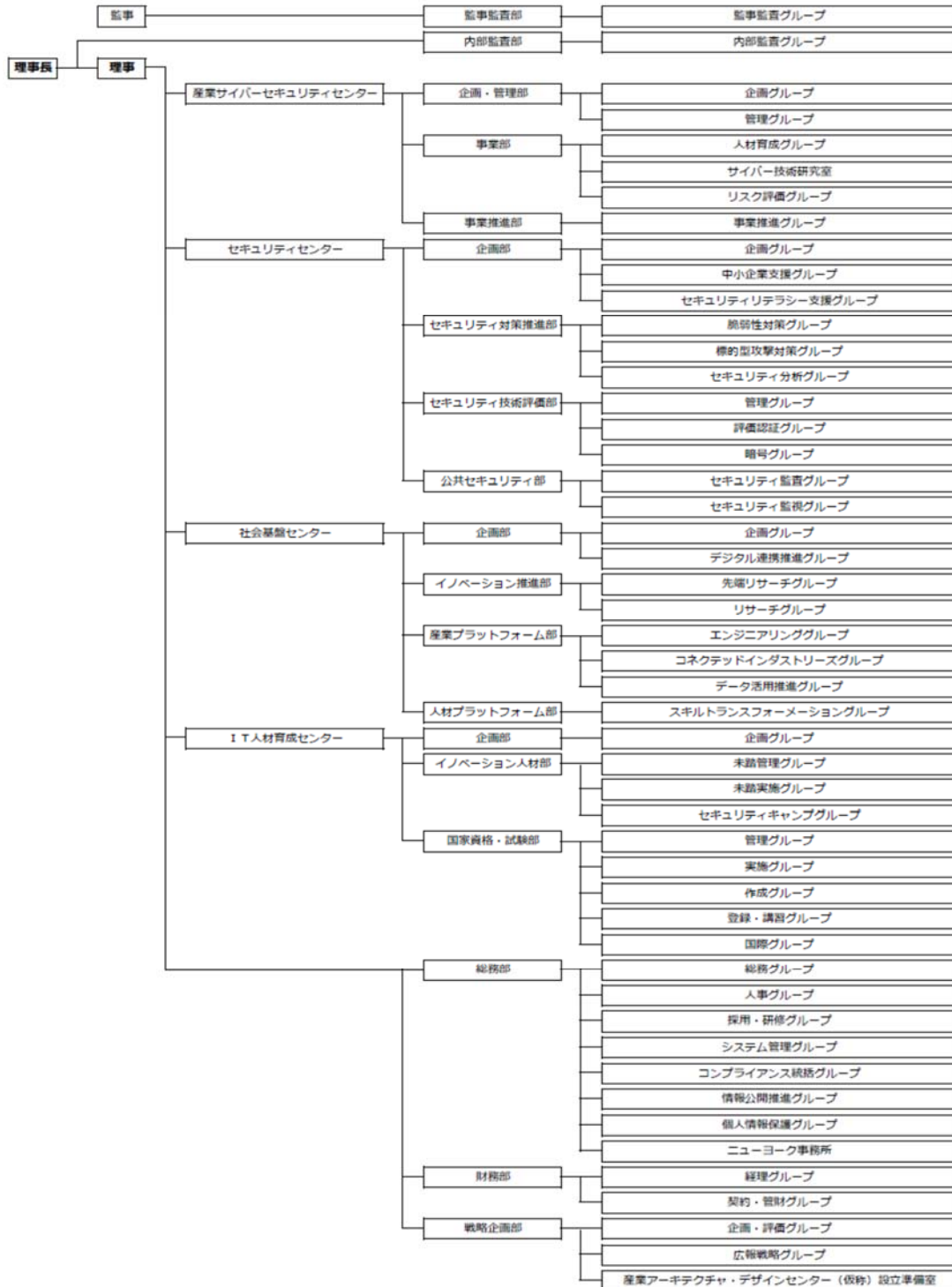


(3)主務大臣

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局総務課)

2. (2)業務内容 中小企業等経営強化法第70条第1項各号に掲げる業務については、経済産業大臣及び厚生労働大臣(厚生労働省企業内人材開発支援室)

(4)組織図(令和2年3月末時点)



(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

本部: 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

(単位: 百万円)

出 資 先 ( 関 連 会 社 )	前期末残高			当期増減額		当期末残高		
	株式数	取得価額	連結 貸借対照表 計上額	株式数	金額	株式数	取得価額	連結 貸借対照表 計上額
	株	百万円	百万円	株	百万円	株	百万円	百万円
(特定関連会社)								
(株)石川県IT総合人材育成センター	8,000	400	-	-	-	8,000	400	-
(関連会社)								
(株)北海道ソフトウェア技術開発機構	8,000	400	266	-	-	8,000	400	268
(株)ソフトアカデミーあおもり	8,000	400	783	-	-	8,000	400	844
(株)岩手ソフトウェアセンター	8,000	400	432	-	-	8,000	400	435
(株)システムソリューションセンターとちぎ	8,000	400	33	-	-	8,000	400	34
(株)広島ソフトウェアセンター	8,000	400	313	-	-	8,000	400	320
(株)福岡ソフトウェアセンター	8,000	400	405	-	-	8,000	400	409
熊本ソフトウェア(株)	8,000	400	250	-	-	8,000	400	252
(株)宮崎県ソフトウェアセンター	8,000	400	349	-	-	8,000	400	368
合 計		3,600	2,831	-	-		3,600	2,931

注) 単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

詳細については、附属明細書をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	26,964	34,456	30,518	25,062	24,130
負債	12,132	19,841	13,142	10,239	9,755
純資産	14,832	14,615	17,377	14,823	14,375
行政コスト	-	-	-	-	15,672
経常費用	7,227	9,050	13,416	13,293	14,235
経常収益	6,930	9,422	16,947	13,873	15,081
当期総利益	△ 524	361	3,378	1,058	1,163
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△ 3,242	△ 2,881	498	△ 773	△ 123
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,900	3,006	△ 4,163	△ 122	743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,770	3,739	1,846	166	△ 414
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18	△ 15	△ 15	△ 497	△ 366
資金期末残高	1,908	8,638	6,306	5,853	5,816

注1) 平成29年度第三期中期目標期間終了 平成30年度第四期中期目標期間開始 令和4年度まで5カ年

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(令和2年4月1日策定)

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	13,147
国庫補助金	1,150
受託収入	32
業務収入	7,780
その他収入	10
計	22,118
支 出	
業務経費	21,783
受託経費	32
一般管理費	1,368
計	23,184

[人件費の見積り]

令和2年度には3,011百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	16,450
業務費用	13,627
受託経費	32
一般管理費	1,268
減価償却費	1,523
収益の部	
経常収益	17,940

運営費交付金収益	7,780
補助金収益	1,150
受託収入	32
業務収入	7,780
その他収入	22
資産見返負債戻入	1,172
財務収益	4
純利益(△純損失)	1,490
前中期目標期間繰越積立金取崩額	277
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	1,767

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	27,828
業務活動による支出	14,927
投資活動による支出	8,257
翌年度への繰越	4,645
資金収入	27,828
業務活動による収入	22,118
運営費交付金による収入	13,147
国庫補助金による収入	1,150
受託収入	32
業務収入	7,780
その他収入	10
投資活動による収入	200
当年度期首資金残高	5,510

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

詳細は、年度計画をご覧ください。

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

現金・預金等：現金、預金及び償還日が翌年度のその他有価証券など

有形固定資産：建物、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資有価証券：その他有価証券のうち償還日が翌々年度以降であるものや関係会社株式

その他(固定資産)：有形固定資産、投資有価証券以外の長期資産で、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当

未払金：次年度以降に支出する債務残高

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国等から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

#### ② 行政コスト計算書

損益計算上の費用：独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト：行政コストに含まれるものであって、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

#### ③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：利息の支払や、債券の発行に要する経費

補助金等収益等：国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等:手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益 :固定資産の売却損益、関係会社評価損益等が該当

その他調整額:法人税、住民税及び事業税の支払、法人税等調整額が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高:貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー:増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページや SNS (Facebook、Twitter) 媒体を通じて、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

ホームページ

<https://www.ipa.go.jp/>



Facebook

<https://www.facebook.com/ipajrpj/>

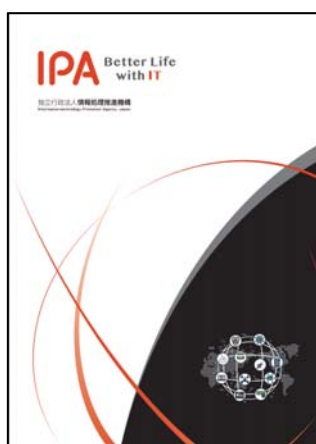


Twitter

<https://twitter.com/ipajp>



◆事業案内



◆IPA News



◆白書・出版物・報告書





◆映像






◆各種相談窓口・情報提供

IPA 情報セキュリティ  
**安心相談窓口**  
 マルウェアと不正アクセス  
 [詳しくはこちら ▶](#)

IPA 標的型サイバー攻撃  
**特別相談窓口**  
 サイバーレスキュー隊 J-CRAT  
 [詳しくはこちら ▶](#)

未踏関連情報データベース  
**未踏iPedia**  
 情報セキュリティを学ぶ5日間  
**セキュリティ・キャンプ**  
 全国大会2019  
 全国大会修了生の次のステップ  
**セキュリティ・ネクストキャンプ2019**

ITパスポート試験  
 ITを活用する  
 すべての社会人の方へ  
 受験申込みなど詳しくはこちら

情報セキュリティ  
 マネジメント試験  
 組織の情報セキュリティ対策の  
 第一歩として  
 [詳しくはこちら ▶](#)

国家資格  
 情報処理安全確保  
 支援士  
 詳細はこちら ▶

  
 攻めのIT経営中小企業百選

自社で考えよう！  
**DX** の今とこれから  
  
 DX 推進指標 自己診断結果入力サイト

ユーザのための  
**要件定義ガイド** **販売中**  
 第2版  
  
 2019年12月発売!

サイバーセキュリティ  
 関係法令Q&Aハンドブック

「サイバーセキュリティ経営」の時代、  
 あなたは説明できますか？  
  
 産業サイバーセキュリティセンター  
 特設サイトへ ▶